

各 位

株式会社 西 京 銀 行
取締役頭取 渡邊 孝夫

特定口座の取扱い開始について

当行では、株式投資信託の取引に係る確定申告や譲渡損益などの管理を容易に行いたいというお客様のご要望にお応えするため、特定口座の取扱いを開始いたしましたので、お知らせいたします。

今後とも当行では、お客様のご要望にお応えするサービスを行ってまいります。

記

◆特定口座の特徴・概要◆

1. 特定口座の主な特徴について

「特定口座」とは、お客様が西京銀行を通じて公募株式投資信託のお取引を行った場合、当行が譲渡損益の計算を行い、お客様の納税の手続きを簡易にするための仕組みです。

特定口座を通じて行われた株式投資信託の譲渡損益および解約・償還損については、当行がお客様に代わって株式投資信託の譲渡損益等を計算し、「年間取引報告書」を作成しますので、確定申告が容易になります。また、特定口座の「源泉徴収選択口座」を利用すれば、当行が源泉税額を納付することになるためお客様にとってはより便利になります。

お客様が当行の口座で既に保有している公募株式投資信託についても、平成 21 年 5 月末までは特定口座にお預入れいただけます。(所定のお手続きが必要です)

2. 特定口座の概要について

特定口座の開設は、一つの金融機関ごとにお一人様 1 口座となっており、個人のお客様で居住者及び国内に恒久施設を有する非居住者の方に限ります。特定口座の手数料は不要です。

特定口座を開設される場合には、当行所定の「特定口座申込書」、本人確認書類（運転免許証、各種健康保険証、印鑑証明書等）、お届け印等が必要です。また、当行で既に投資信託を保有しているお客様は別途お手続きが必要です。

当資料は、西京銀行で特定口座取扱いの開始を皆様にお知らせするために作成したものであり、投資勧誘を目的としたものではありません。

平成 20 年 4 月現在の法令等を基にしていますが、法令等の変更により、お取扱いが変更となる場合がございます。

以上

◆本件に関するお問い合わせ

西京銀行 経営管理本部（担当：尾村）Tel 0834-22-7677

西京銀行 営業本部（担当：溝國）Tel 0834-22-7663

商号等 : 株式会社西京銀行 登録金融機関 中国財務局長（登金）第 7 号 加入協会 : 日本証券業協会